



字吉野田字平野に編入する。  
 大字吉野田字錯沢六の一から六の四まで、一六、一七及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部を大字吉野田字蛭沢に編入する。

青森県告示第八百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、五所川原市長から五所川原市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十八年十一月十六日からその効力を生ずるものとする。  
 平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

五所川原市

大字下石川字岡田三三四の二、大字吉野田字吉野五四四の二及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに大字高野字柳田五五七の二に隣接する大字吉野田字吉野の水路である公有地の一部を大字高野字柳田に編入する。

青森県告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十二月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路の 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三 九 四 号	青森市大字荒川字南荒川山一の一南荒川山二五三林班と <sub>2</sub> 小班から 青森市大字荒川字寒水沢二三五の二まで	前	一・二・三〇メートルから 六三・〇〇メートルまで	一、五八四・〇〇メートル	
			青森市大字荒川字南荒川山一の一南荒川山二五三林班と <sub>2</sub> 小班から 青森市大字荒川字寒水沢二三五の二まで	前	一・七・四〇メートルから 一七・四〇メートルまで	二、八三一・五〇メートル	
			青森市大字荒川字南荒川山一の一南荒川山二五三林班と <sub>2</sub> 小班から 青森市大字荒川字寒水沢二三五の二まで	後	一・二・三〇メートルから 六三・〇〇メートルまで	一、五八四・〇〇メートル	

青森県告示第八百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十二月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期 日
国道 一〇三号	十和田市大字奥瀬字十和田一四〇の一から 十和田市宇樽部国有林六六林班ほ小班まで 十和田市大字奥瀬字十和田一六の二四一から 十和田市大字奥瀬字十和田一六の二五三まで	平成一八・一一・二五

青森県告示第八百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平内都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十八年十一月一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称  
平内町

二 都市計画事業の種類

平内都市計画下水道事業（平内町公共下水道）

三 事業施行期間

平成十年七月三十一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十年七月三十一日青森県告示第五百十七号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十年七月三十一日青森県告示第五百十七号）の事業地に東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢の一部、字赤明堂の一部、字葉師寺堂の一部、字赤坂の一部及び字雷電際の一部を加え、大字沼館字沼館の一部を全部に改め、大字小湊字愛宕の一部、字小湊の一部、字家ノ下の一部、字前泡の一部、字新道の一部、字下槻の一部並びに大字沼館字沼館尻の一部及び字家岸の一部地内において事業地を変更する。

青森県告示第八百二十八号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市中央一丁目一の二九

協同組合青森日商連

二 指定年月日

平成十八年十一月十五日

三 売りさばき場所

青森市中央一丁目一の二九

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田奥入瀬郷づくり大学

三 代表者の氏名

渡部 毅

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字奥瀬字小沢口九五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、国際的な観光地十和田湖、奥入瀬、八甲田の豊富な観光資源を有する十和田市地域を「十和田奥入瀬の郷（以下「郷」という）と位置づけ、観光資源を活用した魅力溢れる地域づくり（以下「郷づくり」という）を行うと共に、少子・高齢化に対応した地域づくりに取り組むことにより、地域の人々が地域に誇りと生きがいをもって生活できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアネット

三 代表者の氏名

佐藤 廣則

四 主たる事務所の所在地

青森県青森市

五 定款に記載された目的

本会は、障害を持つ人たちが自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岩木川と地域づくりを考える会

三 代表者の氏名

佐々木 幹夫

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字田町一八七の二

五 定款に記載された目的

この法人は、岩木川に関わる幅広い市民の交流を通して、岩木川流域地域の発展と、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人デザイン印刷C FLOWER

三 代表者の氏名

佐藤 涼

四 主たる事務所の所在地

青森市大字新城字平岡一六〇の八七一

五 定款に記載された目的

本会は、障害を持った人たちが、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与すること

を目的とする。

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、津軽森林計画区に係る平成十九年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、西北地方農林水産事務所、中北地域農林水産部、三八地域農林水産部、三八地域農林水産部、三八地域農林水産部

二 縦覧期間

平成十八年十一月十六日から同年十二月十五日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、東青森森林計画区に係る平成十八年四月一日から十年間の地域森林計画、三八上北森林計画区に係る平成十七年四月一日から十年間の地域森林計画及び下北森林計画区に係る平成十六年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、西北地方農林水産事務所、中北地域農林水産部、三八地域農林水産部、三八地域農林水産部、三八地域農林水産部

二 縦覧期間

平成十八年十一月十六日から同年十二月十五日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、吉野田地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十八年十一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年十一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

|           |             |             |                  |             |                     |               |             |                  |                 |             |                   |                   |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                  |                 |         |
|-----------|-------------|-------------|------------------|-------------|---------------------|---------------|-------------|------------------|-----------------|-------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|---------|
| 相馬鋳一(一心会) | 成田博後援会      | 慶政会鶴ヶ谷慶市後援会 | 山田和宗後援会          | ひらくアオモリの会   | ひろのへ町民会議            | 工藤孝夫後援会       | 松橋博秋後援会     | 田中賢一後援会          | 斉藤一郎後援会         | 松橋勝利後援会     | 野月一正後援会           | 成田五郎松後援会          | 蛭沢正勝を励ます会       | 蛭沢正勝後援会         | 政治結社大日本誠心社      | 政治団体の称          | 代表者             | 会計責任者氏名         | 主たる事務所の所在地       | 年月日             |         |
| 児島理       | 小寺孝         | 太田收         | 原田市太郎            | 平山幸司        | 河野豊                 | 大山松子          | 松橋博秋        | 田中重隆             | 中川哲男            | 工藤隆夫        | 澤田一夫              | 太田豪               | 嶋川初男            | 蛭沢正勝            | 小川文人            | 武蔵弘樹            | 小川文人            | 武蔵弘樹            | 弘前市大字末広四丁目七の七    | 平成<br>一八・一〇・五   |         |
| 白戸幸雄      | 松橋昇         | 本間正輝        | 中川寿昭             | 平山かおり       | 杉山謨明                | 上山寿郎          | 松橋桂子        | 岡田勲              | 仙庭浩史            | 松橋正大        | 畑山仙治郎             | 吉本京子              | 蛭沢正子            | 蛭沢正子            | 蛭沢正子            | 蛭沢正子            | 蛭沢正子            | 蛭沢正子            | 弘前市大字賀田一丁目一五の六の三 | 一八・一〇・三         |         |
| 二         | つがる市富港町藪分一五 | 二           | 弘前市大字賀田一丁目一五の六の三 | 青森市緑三丁目一〇の六 | 上北郡六戸町小松ヶ丘二丁目七七の六四九 | むつ市川内町川内三七一の四 | つがる市富港町藪分一七 | 五所川原市金木町時田桑元二六の一 | 五所川原市大字松野木字福泉八八 | つがる市富港町里見三六 | 十和田市大字沢田字種井沢二〇四の一 | 十和田市大字伝法寺字羽立八一の七五 | 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一 | 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一 | 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一 | 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一 | 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一 | 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一 | 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一  | 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一 | 一八・一〇・三 |

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年十一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| 政治団体の称         | 異動事項  | 年月日            |
|----------------|-------|----------------|
| 自由民主党青森県第1区総支部 | 横山 清美 | 平成<br>一八・一〇・二七 |
| 自由民主党青森支部      | 伏見 幹男 | 平成<br>一八・一〇・二  |
| 自由民主党岩崎支部      | 棟方 隆  | 一八・一〇・二九       |

政党以外の政治団体

| 政治団体の称    | 異動事項   | 年月日           |
|-----------|--------|---------------|
| 靖友会       | 鹿内 史芳  | 平成<br>一八・一〇・五 |
| 中田やすひと後援会 | 岩船 幸治  | 一八・一〇・五       |
| 成善を励ます会   | 八木橋 拓子 | 一八・一〇・六       |



|          |            |                  |                  |          |
|----------|------------|------------------|------------------|----------|
| 山本治男後援会  | 代表者        | 中村 繁次郎           | 森 次男             | 一八・一〇・二一 |
| 松橋博秋後援会  | 会計責任者      | 松橋 桂子            | 工藤 一治            | 一八・一〇・二六 |
| 米田由太郎後援会 | 代表者        | 岸野 芳治            | 米田 耕             | 一八・一〇・二七 |
| 米田由太郎後援会 | 会計責任者      | 沼岡 二男            | 似鳥 健             | 一八・一〇・二七 |
| 仙谷和穂後援会  | 代表者        | 牧野 光秀            | 田中 勝             | 一八・一〇・三三 |
| 山田和宗後援会  | 主たる事務所の所在地 | 五所川原市大字広田字柳沼六〇の二 | 五所川原市大字広田字柳沼九六の三 | 一八・一〇・三三 |
| 山田和宗後援会  | 会計責任者      | 伊藤 秀司            | 中川 寿昭            | 一八・一〇・三三 |

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年十一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 政治団体の名称  | 解散年月日     | 届出年月日     |
| 成田五郎松後援会 | 平成一八・一〇・六 | 平成一八・一〇・六 |
| 清野達徳後援会  | 一八・九・二六   | 一八・一〇・一〇  |
| 善真会      | 一八・九・三〇   | 一八・一〇・三三  |
| 松橋博秋後援会  | 一八・六・一〇   | 一八・一〇・一六  |
| 善成会      | 一八・一〇・二四  | 一八・一〇・二五  |

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

|               |            |      |                 |           |
|---------------|------------|------|-----------------|-----------|
| 届出者の氏名（公職の種類） | 資金管理団体の名称  | 代表者  | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日     |
| 蛭沢 正勝（県議会議員）  | 蛭沢正勝後援会    | 蛭沢正勝 | 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一 | 平成一八・一〇・六 |
| 平山 幸司（参議院議員）  | ひらこうアオモリの会 | 平山幸司 | 青森市緑三丁目一〇の六     | 一八・一〇・一〇  |

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年十一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

|               |           |       |         |      |            |
|---------------|-----------|-------|---------|------|------------|
| 届出者の氏名（公職の種類） | 資金管理団体の名称 | 異動事項  | 新       | 旧    | 届出年月日      |
| 田中 元（弘前市議会議員） | 田中元元友会    | 公職の種類 | 弘前市議会議員 | 岩木町長 | 平成一八・一〇・三三 |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭